

**地域医療提供体制検討データ分析業務
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和8年1月7日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

本業務は、持続可能な地域医療提供体制の構築に向けて、本県における地域医療提供体制の全体像を把握し、課題の整理及び今後の方向性の検討に資する基礎資料を得るため、専門的知見を踏まえたデータ分析、及びその結果を踏まえた検討会議の運営支援及び検討報告書の作成を行う。また、これらの検討は新たな地域医療構想（以下、「新たな構想」という。）の策定を視野に入れ、地域医療構想調整会議での協議に資する資料の提供を目指す。

2 業務の内容

(1) 名称

地域医療提供体制検討データ分析業務

(2) 委託内容

別添「地域医療提供体制検討データ分析業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託料

予算上限額 金45,320,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであること
に留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 企画提案に係るスケジュール

実施内容	実施日時
企画提案募集開始	令和8年1月7日（水）
企画提案応募資格確認申請書等の提出期限	令和8年1月23日（金）午後5時まで
質問票提出期限	令和8年1月23日（金）午後5時まで
応募資格確認結果通知	令和8年1月26日（月）
企画提案書提出期限	令和8年2月6日（金）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年2月10日（火）
審査結果通知	令和8年2月12日（木）

4 企画提案の参加資格

- 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 14 年 2 月 28 日山梨県告示第 64 号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
 - (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
 - (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (7) 過去 5 年以内に、国または地方公共団体と医療政策、医療計画、医療提供体制等に係る分析業務と同種または類似の業務を委託した実績を有する者であること。

5 企画提案の応募手続等

(1) 担当部署（事務局）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 県庁本館 5 階
山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当
電話 055-223-1480
メールアドレス imuka@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案応募資格確認書類の提出

ア 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各 1 部提出すること。

- ① 企画提案応募資格確認申請書（様式 1）
- ② 会社概要等整理表（様式 2）

会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

- ③ 過去 5 年間の国または地方公共団体との同種又は類似業務の実績（様式 3）
- ④ 誓約書（様式 4）
- ⑤ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税に関する納税証明書
※物品等入札資格者名簿に登録されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付すること。この場合において、⑤の提出は不要とする。

イ 企画提案応募資格確認申請書の提出期限・提出方法

- ① 提出期限：令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時（必着）

- ② 提出先：事務局
- ③ 提出方法：持参又は郵送とする。
- ④ その他：郵送により提出した場合は、到着したことを事務局に電話で確認すること。

ウ 企画提案応募資格確認結果の通知

企画提案応募資格確認の結果通知は、令和8年1月26日（月）までに郵送及び電子メールにより通知する。

参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和8年1月28日（水）までに、事務局宛の書面（任意様式）を事務局に持参、郵便又は電子メールにて提出するものとする。

（3）企画提案に係る質問

- ア 受付期限：令和8年1月23日（金）午後5時（必着）
- イ 提出先：事務局
- ウ 提出方法：電子メールとする。件名を「地域医療提供体制検討データ分析業務に係る質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。
- エ 提出書類：質問書（様式5）
- オ その他：質問に対する回答は、令和8年1月26日（月）までに企画提案参加申込者全員に電子メールで送付する。
電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合には回答しないことがある。

（4）企画提案書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

- ①企画提案書（様式6）
 - ・A4版両面印刷、横型、横書き（A3版折込可）
 - ・日本語表記で11ポイント以上
 - ・仕様書及び審査基準に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
 - ・仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
 - ・（別紙）審査基準の項目に沿って企画提案書の作成を行うこと。また、追加提案や独自のアイデア等がある場合は、分かりやすく記載すること。
- ②見積書
 - ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、項目ごとの積算内訳等を記載すること。
 - ・見積額は2（3）の予算上限額の範囲内とすること。
- ③法人の概要書
 - ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする。直近の決算資料（損益計算書・貸借対照表）など財務状況が確認できる資料を添付すること。

イ 提出部数及び提出方法

書面により正本1部、副本5部（合計5部）を提出する。

提出は、持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。郵送により提出した場合は、到達したことを事務局へ電話で確認すること。

ウ 提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時（必着）

エ 提出先

事務局

6 審査について

（1）審査

企画提案書の審査は、地域医療提供体制検討データ分析業務委託事業者選定委員会（以下、「審査会」という。）が非公開で行う。

（2）審査の実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションの機会を設ける。プレゼンテーションは企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。この際、企画提案書と関係のないことは説明できない。また、当日の追加資料は認めない。

（3）選定方法

ア 審査会は、審査基準に基づき、審査員の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点の提案者を委託先候補者として選定する。最高得点が同点の提案者が生じた場合は、審査会において協議の上、委託先候補者を決定する。

なお、提案者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託先候補者として選定する。

イ 企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション（15分）と質疑応答（10分）により行うが、企画提案応募者数によっては、時間を短縮する場合がある（実施詳細はメールで通知する）。また、企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当となる者が行い、会場への入室は2名以内とする。

ウ 審査会の日時及び場所等は、以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案書提出者宛別途連絡をするものとする。

① 実施日 令和8年2月10日（火）

② 実施時間 9：00～12：00の間で実施（予定）

※応募者数によっては、予定時間を超過する場合がある。

③ 実施場所 山梨県庁内

※悪天候時には、オンラインでの実施となる場合がある。

7 審査結果の通知

（1）審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（2）企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ア 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき
- ウ 同一人が2件以上の企画提案をしたとき
- エ 企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- オ 見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- カ その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(3) 選定結果等は、県のホームページで公表する。なお、ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額等とし、契約者以外の企画提案者の名称は公表しない。

8 契約の締結等

- (1) 6により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と交渉を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約保証金は別添契約書案に記載のとおりとする。
- (4) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- (5) 契約書案は、別添契約書案を参照。

9 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (4) 企画提案応募資格確認申請書提出後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届出書」(様式7)によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

10 問い合わせ先

山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当
所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 055-223-1480 (直通)
メールアドレス imuka@pref.yamanashi.lg.jp